

## 施工条件・特記仕様書一覧表

\* 本工事費に関する施工条件は、以下の項目について明示した。

\* 明示した場合には□内に○、しない場合は□内に× また明示した場合は( )の該当する図書に○を記入する。

明示項目	明示内容及び制約条件等
○ 1. 工程・公害対策関係	<p><b>(特記仕様書・現場説明書・その他)</b> 耕作時期に重なる時は地元と工程調整すること。 住民(学童の通学)の安全及び要望を第一とし、迂回路等配慮した工程とすること。 付近の住宅等へ粉塵等が舞わないように配慮すること。</p>
○ 2. 用地・工事支障物件等	<p><b>(特記仕様書・現場説明書・その他)</b> 着手前に地元役員等への挨拶を行い、関係者へ施工方法等の説明を行うこと。 起工測量時に用地図(公図)にもとづき確認のこと。</p>
× 3. 仮設・工事用道路関係 (濁水処理を含む)	<p><b>(設計書・特記仕様書・図面・その他)</b> <del>I 用水・電力等の供給設備、仮囲い、仮歩道マット、模様フェンス。</del> <del>II 完成予想図、工法説明図、工事工程表、フラワーポット、見学路、椅子設備、ライトアップ、緑化実施、デザイン工事看板、パンフレット作成</del></p>
○ 4. 安全(管理)対策関係	<p><b>(特記仕様書・現場説明書・その他)</b> * 工事期間中月1回(半日)以上、全作業員を対象に安全教育・研修訓練を実施のこと。 I バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等のイメージアップ、電光式標識</p>
○ 5. 営繕関係	<p><b>(設計書・特記仕様書・図面・その他)</b> I 現場事務所(休憩所を含む)、労務者宿舎、材料保管場所、水洗トイレ II シャワー設備、現場休憩所、ウォータークーラー、意見箱設置、見学室設置、 <del>観葉植物、健康関連施設設備品等。</del></p>
○ 6. 残土・産業廃棄物関係	<p><b>(設計書・特記仕様書・その他)</b> 1. 土砂及び、コンクリート・アスファルト廃材を現場から搬出する場合は「再生資源利用促進(計画・実施)書」を作成し提出すること。対象は、量の多少にかかわらず発生する工事の全てとする。 2. 建設副産物実態調査を実施し、竣工時にデータで提出すること。 (最終契約額が100万円以上の全ての工事) 3. 事前の塗膜調査で低濃度PCBと鉛が検出されている。適正に処分すること。 4. 建設リサイクル法、11条・12条-1項・2項・13条・18条により適正な処置をし、報告しなければならない。(説明書・告知書の写・廃棄物処理計画書・マニフェストの写・再資源等報告書)</p>
○ 7. 工期関係	<p>本工事は週休2日工事の対象工事である。 「伊那市週休2日工事実施要領」に従い取り組むものとする。</p>
○ 8. 公共工事労務費調査に対する協力	<p>1. 本工事が発注者の実施する公共事業労務費調査(6月・10月)の対象工事となった場合、請負者は調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する等必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても同様とする。 2. 調査票等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象に請負者が無かった場合、請負者は、その実施に協力しなければならない。また本工事の工期経過後においても、同様とする。 3. 公共工事労務費調査の対象工事となった場合、正確な調査票等の提出が行えるよう、請負者は、労働基準法に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労務者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。 4. 請負者が本工事の一部について下請契約を締結する場合、請負者は、当該下請工事の発注者(当該下請工事の一部に係わる二次以降の下請人を含む)が前3項と同様の業務を負う旨を定めなければならない。</p>
○ 9. 工事カルテ作成、登録	<p>請負者は、完成時において工事請負代金額500万円以上の工事については、発注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完成時は完成後10日以内に、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、「工事カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた後に、(財)日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。 なお請負者が公益法人の場合はこの限りではない。監督員への提出期限は以下のとおりとする。 ① 受注時登録データの提出期限は、契約締結後7日以内とする。 ② 完了時登録データの提出期限は、工事完了後7日以内とする。 ③ なお、施工中に、受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から7日以内に登録データを提出しなければならない。</p>

## 施工条件・特記仕様書一覧表

\* 本工事費に関する施工条件は、以下の項目について明示した。

\* 明示した場合には□内に○、しない場合は□内に× また明示した場合は( )の該当する図書に○を記入する。

明示項目	明示内容及び制約条件等
○ 10. その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「施工体制台帳」の写しの提出時に「下請人等一覧表」を添付すること。</li> <li>2. 「建設材料の品質記録保存実施要領」に基づき資料作成のこと。</li> <li>3. 橋梁・砂防事業完成年度にはマイクロフィルム等の資料作成のこと。</li> <li>4. 国土交通省「土木構造物設計ガイドライン」に準拠して設計してあるため施工に当たり十分留意すること。</li> <li>5. その他工事の全般にわたり、長野県建設部の編集による「長野県土木事業設計基準」「長野県土木工事共通仕様書」「長野県土木工事施工管理基準」「土木工事現場必携」ほか日本道路協会発行の仕様書によって施工しなければならない。</li> <li>6. 下請契約を締結する際は、市内業者とするよう努めること。</li> <li>7. 工所用資材の調達に当たっては、市内の取り扱い業者から購入するよう努めること。 また、グリーン購入推進に努めること。 なお、「溶解スラグの利用基準（長野県（平成31年4月1日適用）」）に基づく溶解スラグ（上伊那クリーンセンター製造）を利用した再生建設資材（再生アスファルト混合物等）について優先的に使用すること。</li> <li>8. 埋蔵文化財の試掘立会等が必要となった場合は、発注者の指示に従うこと。</li> <li>9. 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付きなければならない。 受注者は、保険契約の証券又はこれに代わるものを監督員に提示することとする。</li> <li>10. 吊足場については、図面記載のH.W.Lを超えないように設置すること。</li> <li>11. 河川占用許可後の現場着手とすること。</li> <li>12. PCB廃棄物については、特別管理産業廃棄物に該当するため、運搬・処分については別途発注とする。 そのため、PCB廃棄物については、別途処理業者と工程等について協議すること。</li> <li>13. 任意仮設として、交通誘導警備員を16人計上しているが、交通管理者や地元区及び周辺住民等との協議により、配置人数等に変更が生じる場合は変更協議の対象とする。 ただし、最終出来形による人数の変更は行わないため、事前に施工計画書等により配置人数及び施工日数を決定し、監督員の承認を得ること。</li> </ol>